

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和5年7月7日から同年11月7日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和5年7月7日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びアルク柳井中央店
所在地 柳井市古開作664の17

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
高木 義之	千葉県鎌ヶ谷市初富士四丁目13番22号	-
株式会社丸久	防府市大字江泊1936	田中 康男

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
荷捌き施設の面積	78m ²	59m ²
廃棄物等の保管施設の容量	36m ³	17m ³

4 届出年月日

令和5年6月30日

5 変更年月日

令和5年7月1日